

幼保連携型認定こども園
四天王寺悲田院こども園 重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 施設運営主体

名 称	社会福祉法人四天王寺福祉事業団
所 在 地	大阪市天王寺区四天王寺1丁目11番18号
設立年月日	昭和8年5月30日
電 話 番 号	06-6771-7971
代表者氏名	理事長 塚原 昭人

(2) 施設の概要

施 設 の 種 別	幼保連携型認定こども園							
施 設 の 名 称	四天王寺悲田院こども園							
施設の所在地	大阪府羽曳野市学園前6丁目1番1号							
連 絡 先	電話番号072-957-7517 F A X072-950-3457							
施 設 長 名	園長 森山 佳代							
開設年月日	昭和 56年 4月 1日							
認可定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	— 人	— 人	— 人	5 人	5 人	5 人	15 人
	2号・3号	18 人	26 人	28 人	29 人	29 人	30 人	160 人
	合計	18 人	26 人	28 人	34 人	34 人	35 人	175 人
実人数(R8.1.1 現在)	17 人	30 人	30 人	35 人	35 人	31 人	178 人	
当園の基本理念・方針	<p>『人は関わり合いの中で育つ』という保育理念のもと、「人と人との交流(つながり)」「自然とのつながり」「地域とのつながり」を大切に、教育・保育の一体的な提供を行います。</p> <p>『豊かな遊びが豊かな人間関係を生み、それが豊かな社会性を育む』という方針のもとに保育をすすめる</p> <p>(1)人を信頼できる、素直な子ども 安心や愛着を土台として信頼関係が築けるよう、丁寧なかかわりを積み重ね、人を愛し信頼できる子どもと育てます。</p> <p>(2)主体的に活動できる子ども 物の善悪の判断ができ、友達と一緒に世界観を広げ協同的な遊びを展開する中で、生きる力の基礎を育みます。</p>							

	(3)季節を肌で感じ、全身で遊びこむこども 四季を五感で感じ、好奇心や探求心を持って様々な事象に関わる中で思考力や学びに向かう力を育みます。
--	---

4 本園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	30,906.18 m ²
	園庭	912.29 m ²
園舎	構造	鉄骨造 2階
	延べ床面積	1,370 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室兼ほふく室	6室	さくらんぼ組:0歳児 りんご組:1歳児 おれんじ組:2歳児
保育室	3室	いちご組:3歳児 めろん組:4歳児 ぱいなっふる組:5歳児
遊戯室(ホール)	1室	
一時保育	1室	事務棟 2階
地域交流室	1室	事務棟 2階
放課後児童室	1室	事務棟 2階
調理室	1室	

5 職員の職種、員数及び職務の内容（令和8年1月1日現在）

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤
園長	園務を掌握し、所属職員を指揮監督する	1人	1人	人
副園長	園務を整理し、保育内容について保育教諭を統括する	1人	1人	人
主幹保育教諭	地域子育て支援とそれにかかる必要な庶務及び園児の教育・保育の実施	2人	2人	人
保育教諭	園児の教育及び保育について、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等を行う	37人	15人	22人
保育士	乳児及び地域拠点事業、一時保育を担当し、子育て家庭の支援や子どもの保育を実施する。	3人	人	3人
看護師	園児の保健業務・保育補助	2人	人	2人
栄養士	園児の食事、食育指導、管理全般	1人	1人	人
保育補助	保育環境整備や保育教諭の補助	5人	1人	4人
事務員	事務全般	1人	人	1人

嘱託医	園児の定期健康診断・健康相談・指導	2人	人	2人
薬剤師	園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導	1人	人	1人
用務員	園内の清掃・雑務を行う	1人	人	1人
体育講師	4.5歳児に体育の指導を行う	1人	人	1人

(2)園児に対しての保育教諭員数

園児の区分	保育教諭員数
満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人
満一歳以上満二歳未満の園児	おおむね五人につき一人
満二歳以上満三歳未満	おおむね六人につき一人
満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね十五人につき一人
満四歳以上の園児	おおむね二五人につき一人

※保育教諭の平均勤続年数 10 年以上、各年代バランスよく配置しています。

【各職種の勤務体制】

職 種	勤務時間
園長	正規の勤務時間帯(8:45 ～ 17:30)
副園長	正規の勤務時間帯(7:15 ～ 19:00)
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯(7:15 ～ 19:00)
保育教諭	正規の勤務時間帯(7:15 ～ 19:00)
栄養士	正規の勤務時間帯(8:45 ～ 17:30)
事務員	正規の勤務時間帯(8:45 ～ 17:30)
業務員	正規の勤務時間帯(9:00 ～ 17:15)

※ ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯になることがあります。

7 保育・教育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日まで
休園日	日曜日・祝祭日・年末年始(12月30日から1月4日まで)
開園時間	7時30分から19時00分(11.5時間)

(1)1号認定こどもに係る休業日

土曜日	行事等で教育・保育を行う場合もある
夏季休業	7月23日から8月31日まで
冬季休業	12月25日から1月7日まで
春季休業	3月24日から4月7日まで

8 教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 2・3号認定(保育標準時間認定)に係る教育・保育時間

教育・保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内での保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時31分から19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします(延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途延長保育料が必要となります。)

(2) 2.3号認定(保育短時間認定)に係る教育・保育時間

教育・保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内での保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします(延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途延長保育料が必要となります。)

(3) 1号認定に係る教育・保育時間

教育時間に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合は、9時30分から15時30分までが標準時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要となった場合は7時30分から8時30分まで又は15時31分から19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします(延長保育の利用にあたっては通常の保育料の他に、別途延長保育料が必要となります)

9 食事等について

(1) 食事の提供方法

自園で調理し、調理は業務委託します。

・業務委託会社名:コンパスグループジャパン株式会社

(2) 食事の提供を行う日

教育・保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児	—	11時30分頃	15時頃	
4歳児	—	11時30分頃	15時頃	
5歳児	—	11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 園外保育・協力日には、お弁当をご用意ください。

(3) アレルギー対応状況

除去・代替食として対応します。

※ 別途「食物アレルギー除去食依頼書」をご提出いただきます。

(4) 衛生管理等について

特定給食施設開始届出書	藤井寺保健所へ届出済み(平成 15 年 7 月 31 日届出)
水質検査	毎日実施
検便	園長、副園長、主幹保育教諭、保育教諭、栄養士は月 1 回実施

10 利用者負担額

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額

2号・3号の支給認定を受けた方は、市町村に対し当該市町村が定める利用者負担額をお支払いいただきます。

1号認定を受けた方は、当該市町村が定める利用者負担額を直接園にお支払いいただきます。

(2) 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担額等

(1)に掲げる利用者負担額その他、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払い方法については、別途お知らせします。

(3) 利用者負担額の切り替え時期

2号・3号認定を受けた方につきましては、毎年9月に利用者負担額の切り替えが行われます。

11 利用の開始に関する事項

本市の利用調整に基づき本園に利用の要請をされた支給認定子どもの保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始いたします。

12 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13 健康診断等について

(1) 嘱託医による健康診断、歯科受診

健康診断	年 2 回(4 月・10 月)
歯科受診	年 1 回(6 月)

(2) 身体測定(身体・体重)

0 歳～2 歳	毎月 1 回実施
3 歳～5 歳	毎月 1 回実施(年 1 回 視力・聴力)

14 嘱託医

本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

【内科】

医療機関の名称	四天王寺悲田院診療所
医 院 長 名	橋村夏野子
所 在 地	羽曳野市学園前 6 丁目 1 番 1 号
電 話 番 号	072-956-2985

【歯科】

医療機関の名称	山口歯科医院
医 院 長 名	山 口 昭
所 在 地	羽曳野市はびきの 7 丁目 707-1
電 話 番 号	072-936-3131

15 安全対策と事故防止について

- 1 本園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備します。
- 2 事故発生防止の職員に対する研修を実施します。
- 3 本園は、事故の状況及び事故に際しての対応について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じます。

16 緊急時の対応について

- (1) 教育・保育中に容体の変化等があった場合は、別途ご記入いただく「園児台帳」に記載してある保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、本園にてしかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承をお願いします。

嘱託医	氏名	橋村夏野子
	所在地	羽曳野市学園前 6 丁目 1 番 1 号
	電話番号	072-956-2985
救急隊	管轄消防署名	柏原羽曳野藤井寺消防組合消防署
	所在地	藤井寺市青山 3 丁目 613 番地の 8
	電話番号	072-958-0119
警察署	管轄警察署名	羽曳野警察署
	所在地	羽曳野市誉田 4 丁目 2 番 1 号
	電話番号	072-952-1234

16 非常災害時等の対策

(1) 非常災害時

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。
消防計画書作成(変更)届出書	柏原羽曳野藤井寺消防組合消防署 平成 28 年 4 月 5 日届出 防火管理者 氏名 植木 啓司
避難訓練	火災、地震及び不審者等を想定した避難訓練を、毎月 1 回実施します。
防火設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他カーテン、敷物、建具等の防災処理 有

(2) 自然災害時

本園では、台風に伴う警報が発令された場合は、臨時休園等の措置をとることがあります。

※詳しくは、別途配布します「台風に伴う臨時保育園休園処置について」をご覧ください。

17 教育・保育内容に関する苦情

本園では、苦情に係る窓口を以下のとおり設置しています。

責任者 園長 森山 佳代	電話番号 072-957-7517
苦情受付担当者 副園長 蓮尾 妙果 主幹保育教諭 近藤 盛司・橋田 祐樹 主任 杉江 恭子	FAX 番号 072-950-3457 ご利用時間 9:00~17:00
第三者委員 大学教授 笠原 幸子 072-956-3181 (四天王寺大学) 大学教授 鳥海 直美 072-956-3181 (四天王寺大学)	
受付方法 お電話・苦情解決ポスト・直接受付 ※担当者不在の場合は、本園職員までお申し出ください。	

18 賠償責任保険及び日本スポーツ振興センターについて

(1) 施設賠償保険

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	通常の教育・保育時間及び地域活動事業中発生し施設の賠償責任が認められた場合

(2) 日本スポーツ振興センター

災害	保育時間中及び通常の経路による通園時に発生した場合
給付	医師の証明により日本スポーツ振興センターが認めた場合
掛金	園児一人年間 162 円(ただし生活保護家庭は国と園で負担)

※詳しくは、別途配布します「日本スポーツ振興センターの加入について」をご覧ください。

19 自己評価の実施状況(令和6年2月現在)

項目	実施状況	実施結果
自己評価の実施状況	毎年度実施	ホームページに掲載
第三者評価受審状況	未実施	

20 秘密の保持について

本園では、個人情報保護の観点より、従事するすべての職員は、教育・保育を提供する上で知り得た児童、保護者及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、職員でなくなった後、または児童の保育の提供終了後も同様とします。

21 虐待の防止のための措置

1 本園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 本園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者(保護者等園児を現に養育する者)による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、羽曳野市子ども課等適切な機関に通告いたします。

22 保護者に対する支援

- 1 本園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行います。
- 2 本園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努めます。

23 本園の利用に際し留意していただきたいこと

喫煙について	本園の敷地内はすべて禁煙です。
欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、9時00分までにご連絡願います。
発熱等している場合について	<ul style="list-style-type: none"> ・登園時に 37.5 度以上ある場合、又は熱がなくても全身状態の悪い時は、お預かりできません。 ・本園にて 37.5 度を超えた時、又は熱がなくても全身状態の悪い時は、連絡します。 ・本園にて 38 度以上の時は、お迎えをお願いします。
感染症等について	<ul style="list-style-type: none"> ・感染性の病気の場合はお預かりできません。 (一部登園可能な病気もあり)

	<p>※詳しくは、別途「こども園において特に予防すべき感染症・伝染病登園禁止期間をご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治癒し登園する場合は、医師の証明書を提出してください。 ・感染性の病気と疑わしい時は、医師の診断を受けてから登園してください。
宗教活動、政治活動、営利活動	<p>利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。</p>
与薬について	<p>原則として「薬」のお預かりはしません。</p> <p>慢性疾患や発熱時の坐薬、アレルギー誤食時の対応薬など、命に係わるときに必要なお薬については、主治医の指示のもと対応させていただきますので、ご相談下さい。</p>

本園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

園 名 : 四天王寺悲田院こども園

説明者職名 : 園長 森山 佳代



私は、本書面に基づいて四天王寺悲田院こども園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意いたします。

年 月 日

保護者住所 :

児童氏名 :

保護者氏名 :

児童からみた続柄 :

別表

1 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担額

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
主食費 副食費に係る費用	1・2号認定を受けた児童に係る給食費 (主食費/副食費)	1,500 円/月 4,500 円/月
卒園準備費	1・2号認定を受けた児童に係る卒園準備 費(アルバム・卒園記念品等)	250 円/月
新年度物品費用	1・2号認定を受けた児童に係る新年度物 品費用 (お絵かきペン・粘土・粘土ケース・粘土 板・クレパス・スコップ・作品袋・出席ノ ート・連絡帳・雑費袋・作品袋)	実費
	3号認定を受けた児童に係る新年度物品 費用 (連絡帳・雑費袋・作品袋)	
日本スポーツ振興センター掛け金	保護者負担金	162 円/年
遠足代	園外活動費	実費

2 父母の会に要する実費に係る利用者負担額

父母会費		2,400 円/年
------	--	-----------

3 時間外保育に係る利用者負担額 (2号・3号認定 保育標準時間)

(保育標準時間)	支給認定における保育必要量の範囲を 超えて保育を必要とする場合の延長保 育料(おやつ代含む)	予約有の場合 400 円/1 回
延長保育料	※兄弟 2 人目の場合は半額 3 人目の場合は無料	予約無の場合 500 円/1 回

※羽曳野市民間保育園連盟の定めによるもの

(2.3号認定 保育短時間認定)

延長保育料	支給認定における保育必要量の範囲を超えて 保育を必要とする場合の延長保育料 7:30~8:30/16:31~18:30 18:31~19:00(おやつ代 100 円含む)	300 円/30 分 400 円/回
		予約なしの場合 500 円/回

4 幼稚園型一時預かり保育の利用料金(1号認定)

教育時間を超えて、利用された場合は、利用料がかかります。

預かり保育(月～金)	7:30～8:30／15:31～18:30	30分 300円
	18:31～19:00(おやつ代含む) ※8:31 から 15:30 の間、料金は発生いたしません	400円/回
1日預かり保育	土曜日・夏季・冬季・春季休業日(8:31～16:00)	1,000円/回

※直接契約部分において、正当な理由がなく3か月以上滞納が続いた場合は、利用の停止または契約を解除する場合があります。期限内の納入をお願いします。